

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 21 年 9 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 61 号

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岩手の景観の保全と創造に関する条例施行規則（平成 5 年岩手県規則第 74 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第 8 条 条例第 11 条第 3 号（条例第 16 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 6 号に規定する公園事業の執行として行う行為、同法<u>第 17 条第 3 項</u>若しくは<u>第 18 条第 3 項</u>の規定により許可を受けて行う行為又は同法<u>第 20 条第 1 項</u>の規定により届け出て行う行為</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p>	<p>第 8 条 条例第 11 条第 3 号（条例第 16 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 6 号に規定する公園事業の執行として行う行為、同法<u>第 13 条第 3 項</u>若しくは<u>第 14 条第 3 項</u>の規定により許可を受けて行う行為又は同法<u>第 26 条第 1 項</u>の規定により届け出て行う行為</p> <p>(6)～(9) [略]</p> <p><u>(10) 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定により届け出て行う行為</u></p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p> <p><u>(15)</u> [略]</p>
<p>第 9 条 条例第 11 条第 8 号（条例第 16 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 自然公園法<u>第 17 条第 7 項</u>又は<u>第 18 条第 6 項</u>に規定する行為</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p>	<p>第 9 条 条例第 11 条第 8 号（条例第 16 条第 7 項において準用する場合を含む。）の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 自然公園法<u>第 13 条第 9 項</u>又は<u>第 14 条第 8 項</u>に規定する行為</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p><u>(7) 景観法第 16 条第 7 項に掲げる行為（同項第 1 号、第 2 号及び第 7 号に掲げる行為並びに景観法施行令（平成 16 年政令第 398 号）第 10 条第 3 号及び第 4 号に掲げる行為を除く。）</u></p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p> <p><u>(11)</u> [略]</p> <p><u>(12)</u> [略]</p> <p><u>(13)</u> [略]</p> <p><u>(14)</u> [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。